

事務連絡
令和4年10月11日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資源有効利用促進法政省令の改正について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省において資源有効利用促進法政省令の改正をいたしましたので周知をいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今回の主な改正概要等につきましては、別紙のとおりです。

- 【別紙1】 資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）
- 【別紙2】 建設発生土から発生する土の搬出先の明確化等
- 【別紙3】 「資源有効利用促進法」を知っていますか？（建設会社向けチラシ）
- 【別紙4】 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（改正）
- 【別紙5】 資源の有効な利用の促進に関する法律判断基準省令（改正）
- 【別紙6】（参考）標準請負契約約款（新旧対照表）